

兵庫県公報

平成25年8月2日 金曜日 第2514号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
○ 平成25年度採石業務管理者試験の実施（工業振興課）	3
○ 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定に関する告示の一部を改正する規程（水産課）	4
○ 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（同）	5
○ 昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部改正（同）	5
○ 平成11年兵庫県告示第538号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部改正（同）	6
○ 平成15年兵庫県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部改正（同）	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	6
公 告	
○ 入札公告（県立工業技術センター）	7
○ 高砂西港公共岸壁荷役施設（クレーン）導入のための社会実験業務委託に係るプロポーザルの実施（港湾課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○ 随意契約の相手方等の公示（管理課）	11
正 誤	
○ 平成25年5月14日付け兵庫県公報第2491号中	12

告 示

兵庫県告示第1019号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成25年8月2日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
あだち耳鼻咽喉科	足立 みゆき	神戸市東灘区本山中町4-1-3	平成25年6月1日
医療法人 明倫会 本山 リハビリテーション病院	医療法人 明倫会 理事長 宮地 千尋	同 市同 区本山南町7丁目7番15号	同 年7月1日
ライフオート阪神御影駅 南薬局	株式会社 ココカラファイ ヘルスケア 代表取締役 橋爪 薫	同 市同 区御影本町4-10-1 田中 屋本店阪神御影駅南ビル1F	同 年4月1日
うへの皮フ科	上野 充彦	同 市灘区深田町4-1-1 ウェルブ 六甲道2番街307号	同 年6月1日
谷眼科医院	医療法人社団 光恵会 理事長 谷 光毅	同 市同区森後町3丁目1番7号 嶋田 ビル1F	同
福本認知脳神経内科	福本 潤	同 市同区岩屋北町7-3-2-202	同
うみのほし訪問看護ステ ーション	社会福祉法人 神戸海星会 理事長 山中 昭夫	同 市同区灘北通1丁目2番10号	同
中沢眼科	中澤 昭	同 市中央区御幸通8丁目1-6 神戸 国際会館13F	平成25年7月1日

シティタワー神戸三宮歯科	杉岡 伸悟	同 市同 区旭通4-1-2-103	同
医療法人社団 のぶ歯科クリニック	医療法人社団 のぶ歯科クリニック 理事長 丸橋 伸行	同 市須磨区前池町4丁目3番5号	平成25年5月1日
ライフオート須磨薬局	株式会社 ココカラファインヘルスケア 代表取締役 橋爪 薫	同 市同 区須磨浦通4-7-9	同 年4月1日
キートス神戸眼科	医療法人社団 感謝会 理事長 西村 衛	同 市西区糞台5丁目6番1号	同 年7月1日
こじま眼科	兒島 淳二	姫路市東雲町1-45	平成20年6月6日
姫路市医師会診療所	一般社団法人 姫路市医師会 会長 空地 顕一	同 市西今宿三丁目7番21号	平成25年4月1日
おくのクリニック	奥野 哲平	同 市飾磨区蓼野町116-1	同 年7月1日
デンタルクリニック カルミア	医療法人社団 けんこう会 理事長 津田 賢治	同 市飾磨区英賀保駅前町48番地	同 年6月1日
ライフ調剤薬局 飾磨店	有限会社 メディカルライフ 代表取締役 赤松 要	同 市飾磨区蓼野町116番地3	同 年7月1日
訪問看護ステーション姫路南	有限会社 シャルレ・スター 取締役 小澤 やよい	同 市飾磨区清水3-80 アップルビル2階	同
村田歯科医院	村田 利貴	尼崎市西難波町6丁目10-30	平成25年6月1日
ココカラファイン薬局 杭瀬店	株式会社 ココカラファインヘルスケア 代表取締役 橋爪 薫	同 市杭瀬本町3-1-2	同 年4月1日
食満ライフオート薬局	同 上	同 市食満7丁目1番30号	同
ライフオート立花薬局	同 上	同 市立花町4-2-17	同
ライフオート南塚口薬局	同 上	同 市南塚口町8-57-13	同
ダイエー塚口店薬局	株式会社 ダイエー 代表取締役 村井 正平	同 市南塚口町2-1-3	平成25年5月22日
あさひ調剤薬局	株式会社 あさひ調剤薬局 代表取締役 藤田 純達	同 市東難波町5-7-25	同 年6月1日
フロンティア薬局 杭瀬店	株式会社 フロンティア 代表取締役 重森 裕之	同 市杭瀬北新町2丁目3番13号	同
なごみ薬局	株式会社 和 代表取締役 仲川 誠司	同 市神田中通5-203-1	平成25年7月1日
中央会訪問看護ステーション	特定医療法人 中央会 理事長 吉田 静雄	同 市潮江3丁目1番8号	同 年4月18日
すぎもと整形外科クリニック	杉本 格	明石市大久保町大久保町1312番地	同 年6月1日
ライフオート西明石薬局	株式会社 ココカラファインヘルスケア 代表取締役 橋爪 薫	同 市小久保2-1-9	同 年4月1日
阪神調剤薬局 西明石店	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	同 市小久保二丁目10-1 リラシオ西明石駅前1階	同 年7月1日
医療法人 幸樹会 村松医院	医療法人 幸樹会 村松医院 理事長 村松 高樹	西宮市上葭原町5-22	同 年4月16日
おかもとクリニック	医療法人社団 おかもとクリニック 理事長 岡本 倫明	同 市甲子園口北町1-6-101	同 年6月1日
夙川ささきクリニック	医療法人社団 夙川ささきクリニック 理事長 佐々木 一郎	同 市羽衣町7-30 夙川グリーンタウン3F	同

社会医療法人 渡邊高記念会 西宮わたなべ前浜クリニック	社会医療法人 渡邊高記念会 理事長 佐々木 恭子	同 市前浜町4番3号	平成25年7月1日
今津マルゼン薬局	株式会社 ココカラファインヘルスケア 代表取締役 橋爪 薫	同 市津門呉羽町2-45	同 年4月1日
西宮マルゼン薬局	同 上	同 市馬場町4-8	同
キリン堂薬局 加古川平岡店	株式会社 キリン堂 代表取締役 寺西 豊彦	加古川市平岡町二俣643-1	平成25年7月1日
西市民病院前 さくら薬局	株式会社 グッドプランニング 代表取締役 吉田 盛範	同 市東神吉町西井ノ口380-4	同
阪神調剤薬局 加古川店	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	同 上	同
阪神調剤薬局 宝殿店	同 上	加古川市東神吉町西井ノ口603-1 セレクト2 1階	同
赤井歯科医院	赤井 享	赤穂市中広1026-3	平成25年5月2日
ライフオート赤穂薬局	株式会社 ココカラファインヘルスケア 代表取締役 橋爪 薫	同 市加里屋駅前町65-17	同 年4月1日
ダイエー宝塚中山店薬局	株式会社 ダイエー 代表取締役 村井 正平	宝塚市売布東の町21-22	同 年5月22日
一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社 介護老人保健施設ステップハウス宝塚	一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社 理事長 井上 芳子	同 市小浜4丁目5番6号	同 年4月1日
株式会社 Blooming Smile こころハビリ訪問看護センター	株式会社 Blooming Smile 代表取締役社長 笠原 健太	同 市安倉南2丁目15-4	同 年6月1日
ライフオート高砂薬局	株式会社 ココカラファインヘルスケア 代表取締役 橋爪 薫	高砂市荒井町日之出町10-12	同 年4月1日
ライフオート米田北薬局	同 上	同 市米田町米田722-82	同
ゆうゆうの木 通所リハビリテーション	医療法人社団 魚川医院 理事長 青木 裕加	同 市米田町米田873-2	平成25年7月1日
古野整形外科	医療法人社団 古野整形外科 理事長 古野 雅彦	川西市栄町11-1 モザイクボックス3階	同 年6月1日
アイフル訪問看護ステーション	有限会社 Dガレージ 取締役 岡本 大二郎	同 市多田桜木2-10-38	同
篠山あだち耳鼻咽喉科	足立 恒道	篠山市黒岡187-1	平成25年7月1日
日光診療所	森田 龍親	養父市八鹿町八鹿540-1	同 年6月18日
ニコニコ薬局	株式会社 おくとう 代表取締役 奥藤 祐三	同 市八鹿町八鹿574-2	同 月1日
井上医院	医療法人社団 井上医院 理事長 井上 竜治	加東市沢部174番地1	同
ライフオートパークタウン薬局	株式会社 ココカラファインヘルスケア 代表取締役 橋爪 薫	川辺郡猪名川町若葉1丁目4-2	平成25年4月1日

兵庫県告示第1020号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、平成25年度採石業務管理者試験を次のとおり実施

する。

平成25年8月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成25年10月11日（金）午前10時から正午まで

2 試験場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 3階会議室304

3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07_000000002.html）、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局砂防課及び各県民局商工労政担当課・土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において配布する。

イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に80円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

平成25年9月2日（月）から同月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成25年9月20日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課皮革産地振興係

(4) 手数料

8,000円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。
なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成25年10月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、工業振興課前の廊下に掲示する。

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課皮革産地振興係
電話 (078) 341-7711 内線3581
(078) 362-3331 (直通)



兵庫県告示第1021号

漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定に関する告示の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年8月2日

兵庫県知事 井戸敏三

漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定に関する告示の一部を改正する規程

第1条 平成15年兵庫県告示第1120号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に掲げる漁業中荒井区域（荒井漁業協同組合の地区）の項を削る。

第2条 平成25年兵庫県告示第225号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2

号に掲げる漁業中淡路島岩屋区域（淡路島岩屋漁業協同組合の地区）の項及び浜坂町区域（浜坂町漁業協同組合の地区）の項を削る。



兵庫県告示第1022号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第1項第2号の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

平成25年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分
淡路島岩屋区域 (淡路島岩屋漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち板びき網漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち棒びき網漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごとることを目的とする漁業
	5 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船並びに総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごとることを目的とする漁業
	6 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用してさよりをとることを目的とする漁業
	7 1から6までに掲げる漁業以外の漁業
浜坂区域 (浜坂漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって浜坂の区域の者が専業として行う漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって諸寄の区域の者が専業として行う漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって居組の区域の者が専業として行う漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業
	5 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	6 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び総トン数20トン以上100トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業並びに網漁具を定置して営む漁業



兵庫県告示第1023号

昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部を次のように改正

する。

平成25年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第125条の 2 に規定する養殖業中

「荒井加入区 荒井漁業協同組合の区域」

を削り、

「淡路町加入区 淡路町漁業協同組合の区域」

を

「淡路島岩屋加入区 淡路島岩屋漁業協同組合の区域」

に改める。



兵庫県告示第1024号

平成11年兵庫県告示第538号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部を次のように改正する。

平成25年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第 1 号に掲げる漁業中

「荒井加入区 荒井漁業協同組合の区域」

を削り、

「淡路町加入区 淡路町漁業協同組合の区域」

を

「淡路島岩屋加入区 淡路島岩屋漁業協同組合の区域」

に、

「浜坂町加入区 浜坂町漁業協同組合の区域」

を

「浜坂加入区 浜坂漁業協同組合の区域」

に改める。

法第125条の 2 に規定する養殖業中

「荒井加入区 荒井漁業協同組合の区域」

を削り、

「淡路町加入区 淡路町漁業協同組合の区域」

を

「淡路島岩屋加入区 淡路島岩屋漁業協同組合の区域」

に、

「浜坂町加入区 浜坂町漁業協同組合の区域」

を

「浜坂加入区 浜坂漁業協同組合の区域」

に改める。



兵庫県告示第1025号

平成15年兵庫県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中「荒井加入区 荒井漁業協同組合」を削る。



兵庫県告示第1026号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 8 月 4 日か

ら供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 8 月 2 日から 2 週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 養 父 宍 粟 線	養父市大屋町糸原字向代34番 1 から 同 市大屋町糸原字坂尻106番27まで	旧	5.0から 33.0まで 9.0から 37.0まで	526.0 614.0	一部 予定地
		新	9.0から 37.0まで	614.0	

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年 8 月 2 日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 上 田 完 次

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

振動発生装置 (未使用品) の購入 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成26年 2 月 28 日 (金)

(4) 納入場所

県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町 3 丁目 1 番 12 号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県 (以下「県」という。) の物品関係入札参加資格 (登録) 者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書 (以下「申込書」という。) の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
県立工業技術センター総務課 担当 佐々木
電話 (078) 731-4192

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成25年8月2日(金)から同月21日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成25年9月10日(火)午後2時 県立工業技術センター 技術交流館2階 セミナー室Ⅱ

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年9月9日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を平成25年8月21日(水)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書(本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。)及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類(様式は任意)

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年9月6日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成25年9月20日(金)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に

求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kanji Ueda, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Vibration generating equipment (brand-new), 1 set

(3) Delivery period: February 28, 2014

(4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 21, 2013

(6) Deadline for tender:

14:00 September 10, 2013 by direct delivery

17:00 September 9, 2013 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Sasaki, Management Division, General Affairs Department, Hyogo Prefectural Institute of Technology

3-1-12 Yukihira-cho, Suma-ku, Kobe, Hyogo 654-0037

TEL (078) 731-4192



高砂西港公共岸壁荷役施設（クレーン）導入のための社会実験業務委託に係るプロポーザルの実施

高砂西港公共岸壁における荷役施設（クレーン）導入のための社会実験業務を委託する契約相手を選定するためプロポーザルを実施する。

平成25年8月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 プロポーザルの概要

(1) 名称

高砂西港公共岸壁荷役施設（クレーン）導入のための社会実験業務委託に係るプロポーザル

(2) 募集要領

別途配付する「高砂西港公共岸壁荷役施設（クレーン）導入のための社会実験業務委託に係るプロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）による。

(3) 履行期間

契約日から平成28年3月25日まで

なお、契約は単年度ごととする。

2 参加資格

(1) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく港湾及び空港部門の登録を受けていること。

(2) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める測量・建設コンサルタントに係る入札参加者名簿に記載されている者であること。

(3) 平成5年以降に港湾計画策定の実績を有すること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本プロポーザル手続き開始の公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間に、兵庫県から指名停

止措置を受けていないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して応募を認めることができる。）。
- (7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 参加手続き

(1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県県土整備部土木局港湾課事務係
電話 (078) 341-7711 内線4445、4444

(2) 募集要領の配付

ア 配付期間

平成25年8月2日（金）から同月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時45分まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

イ 配付場所

上記(1)に同じ。

(3) 参加資格審査申請書

ア 提出方法

所定の参加資格審査申請書により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成25年8月2日（金）から同月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時45分まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

なお、郵送の場合は、平成25年8月12日（月）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成25年8月2日（金）から同月15日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時45分まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

なお、郵送の場合は、平成25年8月15日（木）必着とする。

ウ 回答方法

質問を受理した日から4日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に参加資格審査申請書提出者全て（ただし、資格審査の結果、参加資格を認められなかった者を除く。）にFAX又は電子メールで回答する。

(5) 応募図書

ア 提出方法

持参とする。

イ 受付期間

平成25年8月16日（金）から同月29日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時45分まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

- (7) 応募申込書 1部
(8) 企画提案書 2部
(9) その他、応募要領に定めるもの

(6) ヒアリング

企画提案書を提出した者に、企画提案内容についてのヒアリングを実施する。
なお、ヒアリングを実施する日時、場所等については提出者に対し別途連絡する。

4 当選者等の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「高砂西港公共岸壁荷役施設（クレーン）導入のための社会実験業務委託プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において行う。

(2) 決定方法

審査会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して書面で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「高砂西港公共岸壁荷役施設（クレーン）導入のための社会実験業務委託」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 詳細は、募集要領による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年8月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丹波市柏原町柏原字北松葉3197番、3198番、3199番1、3248番1、3249番1、3249番2、3250番1、3250番2、3251番、3251番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

篠山市東吹352番地の1

株式会社コーキ 代表取締役 小谷義治

3 許可年月日及び許可番号

平成25年7月4日

兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-6-2号（24丹波）



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成25年8月2日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
第23回参議院議員通常選挙、兵庫県知事選挙及び兵庫県議会議員補欠選挙の選挙公報印刷及び配送業務
7,844,800部
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
平成25年6月14日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号
- 5 随意契約に係る契約金額
83,922,766円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号による。

正 誤

○平成25年5月14日付け（兵庫県公報第2491号）

兵庫県告示第736号〔土地改良区役員の退任及び就任の届出（神戸市大沢土地改良区）〕中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
3	上から21	監 事	理 事
3	上から24	監 事	理 事